

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 18 日

浅口市長 栗山 康彦

記

浅口市「下水道受益者負担金」「水洗化率算定」システム再構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在 Access 版独自システムにて運用している、「下水道受益者負担金」「水洗化率算定」の 2 つのシステムについて、LGWAN 回線を利用したクラウド方式による情報保全および徴収猶予地の適正な管理を行うことを目的に、最適なシステムの構築を行うものである。

本業務は、浅口市職員の省力化と業務効率向上を図り、費用対効果に優れた最適なシステムを選定し、システムの構築を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

浅口市「下水道受益者負担金」「水洗化率算定」システム再構築業務委託

(2) 業務内容

資料 1_「下水道受益者負担金」「水洗化率算定」システム再構築業務基本仕様書（以下「基本仕様書」という）のとおり。

※本事業の詳細な仕様書等（資料 2～7）については、参加資格審査を通過した事業者に対しメールで送付する。

(3) 業務実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※システムの構築は令和 8 年 2 月末までに行い、運用開始を令和 8 年 3 月からとすること（システムおよびデータセンター利用料は、令和 8 年 3 月から発生するものとする）

3. 提案上限価格(価格は、いずれも消費税および地方消費税に相当する額を除く。)

(1) 事業費総額 18,032 千円

(ア) 上記、事業費総額は、システム構築費及び 1 ヶ月間のシステム運用経費の総額とする。

(イ) 各経費の上限は下記のとおりとする。

(2) システム構築費(データセンター環境構築費およびデータ移行費含む) 17,655 千円

(3) システム運用費(システム、データセンター利用料および保守費の 1 ヶ月分) 377 千円

※システム、データセンター利用料および保守費の月額、令和 8 年 4 月以降も同額とすること。

4. 事業者の選定方法

事業者選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルは公募型とし、応募する参加者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 「下水道受益者負担金」および「水洗化率算定」システムについて、令和2年度から令和6年の間地方公共団体において、LGWAN回線を利用したクラウド方式によるシステム導入業務を元請として完了した実績を有し、証明する資料（契約書の写しなど）を複数団体分提出すること。
- (8) データセンターは総合行政ネットワークASPファシリティサービスとして認定されているデータセンターからサービス提供すること。
- (9) 品質やセキュリティについて、以下の資格を有すること。
 - (ア) 国際標準化機構 ISO/IEC27001 認証（個人情報以外の情報を含むセキュリティ）
 - (イ) プライバシーマーク（個人情報保護）
 - (ウ) 国際標準化機構 ISO9001 認証（品質管理）
 - (エ) 国際標準化機構 ISO14001 認証（環境保護）

6. スケジュール（案）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月18日（金） |
| (2) 参加申請 | 令和7年7月25日（金）17時まで |
| (3) 参加資格審査・仕様書等の配布 | 令和7年7月29日（火）予定 |
| (4) 質問期限 | 令和7年8月4日（月）12時まで |
| (5) 質問回答期限 | 令和7年8月7日（木）17時まで |
| (6) 提案書等提出期限 | 令和7年8月19日（火）17時まで |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和7年8月26日（火）予定 |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年8月下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和7年9月上旬 |

7. 参加申請

本プロポーザルの参加にあたっては、以下のとおり参加申請を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所上下水道部下水道課

電子メール：gesui@city.asakuchi.lg.jp

(2) 提出書類

(ア)様式第1号 参加資格確認申請書

(イ)様式第3号 参加資格確認調書

(ウ) (イ)の参加資格要件事項(7)、(9)を証明する資料

(エ)様式第5号 宣誓書

(3) 提出方法

上記の提出先に電子メールで提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月25日(金)17時まで

※参加申請書の提出について、各期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(5) 留意事項

(ア)提出期限までに(2)提出書類の全てが提出されなかった場合は参加を認めない。

(イ)参加申請の提出後に参加を辞退する場合は、「様式第2号 参加辞退届」を提出すること。

(ウ)提出された書類は返却しない。

8. 参加資格審査

参加申請のあった事業者の提出書類を審査し、その結果を次のとおり通知する。

(1) 通知日

令和7年7月29日(火)までに通知予定(審査完了後、随時通知)

(2) 通知方法

(ア)提出のあった「様式第1号 参加資格確認申請書」に記載のアドレスに、電子メールで合否を通知する。

(イ)通知日までに電子メールが届かない場合は、電話で確認すること。

(3) 参加資格確認申請書等に疑義がある場合は、説明を求める場合がある。

(4) 参加資格要件を満たさなくなった場合、及び虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を失うものとする。

9. 仕様書等の配布

参加資格審査を通過した事業者に対し、仕様書等を配布する。

(1) 配布日

令和7年7月29日（火）

(2) 配布方法

提出のあった「様式第1号 参加資格確認申請書」に記載のアドレスに、電子メールで送付する。

(3) 配布資料

- (ア)資料2_下水道受益者負担金システム機能仕様書
- (イ)資料3_水洗化率算定システム機能仕様書
- (ウ)資料4_下水道受益者負担金システム機能要件書
- (エ)資料5_水洗化率算定システム機能要件書
- (オ)資料6_データセンター機能要件書
- (カ)資料7_評価基準

(4) 留意事項

参加資格審査通過後に辞退する場合は、「様式第2号 参加辞退届」を提出すること。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア)企画提案書

提案書に記載する事項は以下のとおりである。

ページ制限は、表紙および目次を除いて20ページ以内とすること。

- ① 実施体制、管理体制
- ② 基本項目(業務理解度とシステム再構築範囲)
- ③ 研修・教育
- ④ システム全般
- ⑤ データセンター仕様
- ⑥ 構築
- ⑦ 運用・保守
- ⑧ 情報セキュリティ対策
- ⑨ 実績
- ⑩ 業務工程表【任意様式】

(イ)見積書

見積書に記載する事項は、以下①～④のすべてを含んだ費用とすること。

なお、見積項目①～④の明細を併せて提示すること。

- ① システム構築費
「下水道受益者負担金システム」「水洗化率算定システム」
- ② 過去データ移行費
「下水道受益者負担金システム」「水洗化率算定システム」
- ③ データセンター環境構築費 (LGWAN 回線を利用したクラウド方式)
- ④ システム運用費(システム、データセンターの利用料および保守費)
 - 1. 下水道受益者負担金システム利用料 (令和8年3月の1ヶ月分)

2. 水洗化率算定システム利用料（令和8年3月の1ヶ月分）
 3. データセンター利用料[LGWAN 接続]（令和8年3月の1ヶ月分）
- ※1 上記1.～3.の月額利用料は令和8年4月以降も同額とすること
- ※2 上記1.～3.の月額利用料には、保守費も含むこと

(ウ)機能要件書

- ① 下水道受益者負担金システム機能要件書
- ② 水洗化率算定システム機能要件書

上記①、②の機能要件書の回答にあたり、注意事項は次のとおりとする。

1. 回答欄で「○代替対応」を選択した場合は、対応方法欄に対応内容を記載し、企画提案書「4. システム全般」に具体的な方法を明記すること。
2. 回答欄で「△カスタマイズ」を選択した場合は、対応方法欄に対応費用（税別）を記載し、見積書にカスタマイズ項目の明細が分かる形で金額加算すること。
なお、カスタマイズの場合、対応時期はシステム本稼働時に実装できること。

- ③ データセンター機能要件書

上記③の機能要件書の回答にあたり、注意事項は次のとおりとする。

1. 基本仕様書の5. 基本方針_（1）基本要件に記載のとおりデータセンターは総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているデータセンターからサービス提供することを前提に回答すること。

(2) 提出先

浅口市役所上下水道部下水道課
電子メール：gesui@city.asakuchi.lg.jp

(3) 提出方法

上記の提出先に電子メールで提出すること。

(4) 提出期限

令和7年8月19日（火）17時まで

(5) その他

- (ア) 提出期限以降における提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (イ) 提案書の内容について、本市から確認等を行う場合がある。

11. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所上下水道部下水道課
電子メール：gesui@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

質問は、「様式第4号 質問書」を使用し、電子メール送付すること。

件名は、「「下水道受益者負担金」「水洗化率算定」システム再構築業務に係る質問」とすること。

(3) 質問期限

令和7年8月4日（月）12時まで

※期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。岡山県セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(4) 質問への回答

令和7年8月7日（木）17時まで、本市ホームページ上に掲載する。

(5) その他

- ・参加資格確認申請書を提出していない者については、質問を受け付けない。
- ・評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。
- ・質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。
- ・提出期限までに到着しなかった質問書については、いかなる理由があっても回答しない。

12. プレゼンテーション

(1) 実施日は令和7年8月26日（火）を予定している。詳細は提案書提出後に連絡する。

※プレゼンテーションの実施順は、提案書の受付順とする。

(2) 場所は浅口市役所本庁舎3階第1会議室（岡山県浅口市鴨方町六条院中3050）を予定している。

(3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。

※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は、説明30分以内(システムのデモ含む)とし、質疑応答5分程度とする。（準備および片付け各5分程度）

(5) プレゼンテーションは専門的な知識を持たない者でも理解できるよう分かりやすい内容にすること。また、原則としてプロジェクトマネージャーが説明を行うこと。ただし、担当者等による技術的内容の説明（補助説明）も可能とするが、その人数は2名以内とする。

(6) プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案事業者が用意すること。

※大型モニター、HDMIケーブルは本市で用意する。

(7) プレゼンテーション出席者は、3名以内とする。

(8) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

13. 審査方法および評価基準

本市職員で組織する審査委員会において、資料7「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち、最高点の提案事業者を優先交渉事業者として選定する。

(1) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

(2) 評価点の合計が基準点全体の50%未満である場合は、選定しない。

(3) 参加者が1事業者の場合の審査・評価は次のとおりとする。

(ア) 評価点の合計が全体の50%以上であれば有効とする。

(イ) 評価項目の見積価格の配点は、3点とする。

14. 審査結果の通知

(1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案事業者に電子メールで通知する。

(2) 審査の経過および内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- (2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

16. 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案事業者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

17. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (2) 上限価格を超えた見積を提出した場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
(遅刻した者のプレゼンテーションへの途中参加は認めない)
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (5) 本事業の基本仕様書の内容を満たしていない場合
- (6) 提出が必要な書類が揃っていない場合
- (7) 提出期限を過ぎて企画提案書の提出があった場合
- (8) 本実施要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (9) 参加資格確認申請書を提出していない、又は参加資格の審査により参加不可となった者

18. 留意事項

- (1) 本プレゼンテーション等に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (6) 「様式第1号 参加資格確認申請書」、「様式第3号 参加資格確認調書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第2号 参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルにより得られた情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
受託事業者以外は、市から提供のあった資料は破棄を行うこと。
- (8) 提案するシステム等のバージョンアップ予定がある場合は、可能な限りバージョンアップの内容、時期などを提案書内に記載すること。

19. 担当部署

名 称：上下水道部 下水道課

所在地：岡山県浅口市金光町占見新田 751 番地

連絡先：電話 0865-42-7305（下水道課）

FAX 0865-42-2525

メールアドレス gesui@city.asakuchi.lg.jp